

改正

平成28年2月15日告示第11号

平成31年3月29日告示第55号

令和4年3月23日告示第23号

令和7年3月25日告示第43号

庄原市まちづくり応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、庄原市まちづくり基本条例（平成23年庄原市条例第28号。以下「条例」という。）の規定に基づき、まちづくり活動を行う市民団体に、予算の範囲内において庄原市まちづくり応援補助金（以下「補助金」という。）を交付し、本市のまちづくりを推進するとともに、まちづくり活動に対する機運の醸成、啓発を図るため、当該補助金の交付に関して、庄原市補助金交付規則（平成17年庄原市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる市民団体（以下「補助対象団体」という。）は、次のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に活動拠点があり、かつ市内で活動を行い、又は行う予定のある団体であること。
- (2) 市内に在住し、勤務し、又は在学する者5人以上で構成される団体であること。ただし、学生を中心に構成する団体の場合は、構成員の7割以上が学生であること。
- (3) 別に定める庄原市市民活動団体登録制度に登録する団体又は登録しようとする団体であること。

2 複数の市民団体で構成する実行委員会等が前項の要件を満たす場合は、補助対象団体とみなす。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、条例に規定するまちづくりのうち、市民の参画と協働により行われ、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益性を有すること。
- (2) 補助対象団体の設立目的及び使命に基づき新たに実施されること、又は発展的な取り組みとして実施すること。
- (3) 市内で実施されること、又は市内に事業効果を広めることができること。

2 補助対象団体が補助対象事業を継続して実施しようとするときは、同一の事業につき、連続する3年度の期間を限度として、補助対象事業とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象事業としないものとする。

(1) 営利を目的とするもの

(2) 政党、宗教、特定の人物に対する支持を目的とするもの

(3) 法令等に違反するもの

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 事務所及びそれに類するものを設置、維持及び管理するための経費

(2) 経常的な活動に要する経費

(3) 構成員の飲食費

(4) 構成員に対する人件費、交通費、謝礼等

(5) その他市長が適当でないと認める経費

(補助金額等)

第5条 補助金の額は、1団体当たり、補助対象経費から当該事業に係る収入（他の補助金を除く。次項において同じ。）を差し引いた額の5分の4以内とし、次に掲げる補助金の交付回数の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 1回目 60万円

(2) 2回目及び3回目 30万円

2 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第2号ただし書に該当する団体に係る補助金の額は、1団体当たり、補助対象経費から当該事業に係る収入を差し引いた額とし、30万円を上限とする。

3 補助金の交付は、同一年度内において、1団体につき1回限りとする。

(事業登録の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象団体は、市長が定める期日までに、庄原市まちづくり応援補助事業登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 事業収支予算書(様式第3号)

(3) 申請者の活動内容及び実績等が分かる書類

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする補助対象団体が複数年度にわたり同一の事業について補助金の交付を受けようとする場合においても、毎年度、前条の規定により申請を行わなければならない。

(審査会)

第7条 市長は、庄原市まちづくり応援補助金審査会(以下「審査会」という。)を設置し、前条の規定により申請のあった事業の審査を行うものとする。

2 審査は、別に定める基準に基づき、書類審査により行うものとする。ただし、審査会が必要と認める場合は、プレゼンテーション審査により行うことができる。

3 審査会は、審査の結果に理由を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

(組織)

第8条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合は、後任の委員を委嘱することができる。この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席を持って成立し、議事は出席委員の過半数をもって決することとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(委員の責務)

第12条 委員は、公正及び公平に審査を行うものとし、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。

（事業登録等の通知）

第13条 市長は、第6条の申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業として登録することが適当と認めたときは、速やかに庄原市まちづくり応援補助事業登録決定通知書（様式第4号）により当該申請者へ通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業として登録する対象とならないと認めたときは、速やかに庄原市まちづくり応援補助事業不採択決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（交付申請）

第14条 前条第1項の規定により事業登録の決定を受けた者は、市長が定める期日までに、庄原市まちづくり応援補助金交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）事業計画書（様式第2号）

（2）事業収支予算書（様式第3号）

（交付決定）

第15条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、庄原市まちづくり応援補助金交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者へ通知するものとする。

（事業計画の変更等）

第16条 前条に定める決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の通知を受けた事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止若しくは廃止しようとするときは、庄原市まちづくり応援補助事業変更承認申請書（様式第8号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、この限りでない。

（実績報告）

第17条 交付決定者は、補助事業が完了した時は、庄原市まちづくり応援補助金実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（1）事業完了報告書（様式第10号）

（2）事業収支計算書（様式第11号）

(3) 補助対象経費に係る領収書等の写し

(4) 補助事業に関するパンフレット、写真、チラシ等補助事業の内容を知る上で参考となる資料

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第18条 市長は、前条に定める報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付する補助金の額を確定し、庄原市まちづくり応援補助事業交付確定通知書（様式第12号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第19条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、庄原市まちづくり応援補助金交付請求書（様式第13号）により、市長に請求しなければならない。

2 市長は、前条に規定する補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、補助金の交付決定後、当該年度分を概算払いできるものとする。

3 前項の概算払いを希望するものは、庄原市まちづくり応援補助金概算払い承認申請書（様式第14号）を市長に提出し、庄原市まちづくり応援補助金概算払い承認通知書（様式第15号）により承認を受けなければならない。

4 概算払いを受けた交付決定者は、精算額確定後10日以内に、庄原市まちづくり応援補助金概算払い精算書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

(備付帳簿等)

第20条 交付決定者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、これを5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金をその目的以外に使用したとき。

(3) 第16条に規定する報告をしないとき。

(4) その他市長が特にその必要があると認めたとき。

(事業報告会)

第22条 交付決定者は、補助事業実施の翌年度、市長が開催する事業報告会において当該事業内容の発表を行うものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、令和10年3月31日までに、この告示の規定により交付決定したものについてなされた処分、手続きその他の行為は、なおその効力を有する。

附 則 (平成28年2月15日告示第11号)

この告示は、平成28年2月16日から施行する。

附 則 (平成31年3月29日告示第55号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、平成31年3月30日から施行する。

附 則 (令和4年3月23日告示第23号)

この告示は、令和4年3月24日から施行する。

附 則 (令和7年3月25日告示第43号)

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月25日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年度までにこの告示の規定により交付決定したものについては、なお従前の例による。

別表 (第4条関係)

区分	補助率等
報償費	全額
旅費	全額
需用費	全額
役務費	全額
委託料	2分の1以内 (ただし、備品購入費と合わせて計上する場合は、

	当該備品購入費と合算した額の2分の1以内)
使用料及び賃借料	全額
備品購入費	2分の1以内(ただし、委託料と合わせて計上する場合は、当該委託料と合算した額の2分の1以内)
その他必要と認める経費	全額

備考 補助金額において、1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

様式(省略)